

賃貸借契約約款改正概要（令和2年10月～）

○ 経緯等

令和2年4月1日に施行されている民法の改正に伴う「相殺の充当」について、賃貸借契約約款の改正を行う。

なお、本改正については、令和2年10月から施行することとする。

○ 主な改正内容

（1）相殺の充当について（第42条） 民法改正

発注者が、相殺の充当の順序の指定をできる規定を追加した。